

(令和6年4月1日改正)

## 特別養護老人ホーム かくのだて桜苑

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

### 重要事項説明書

当事業所は、ご利用者様に対して短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)サービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを下記のとおり説明いたします。

#### 1. 事業者

- |          |                         |
|----------|-------------------------|
| (1)法人名   | 社会福祉法人 仙北市社会福祉協議会       |
| (2)法人所在地 | 秋田県仙北市角館町小勝田間野 54 番地 5  |
| (3)電話番号  | 0 1 8 7 - 5 2 - 1 6 2 4 |
| (4)代表者名  | 会 長 佐 藤 一               |
| (5)設立年月日 | 平成 17 年 9 月 20 日        |

#### 2. 事業所の概要

- |           |                         |
|-----------|-------------------------|
| (1)事業所種類  | 短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)  |
| (2)事業所名称  | かくのだて桜苑短期生活介護事業所        |
| (3)事業所所在地 | 秋田県仙北市角館町菅沢 15-1        |
| (4)電話番号   | 0 1 8 7 - 5 4 - 3 0 5 5 |
| (5)FAX番号  | 0 1 8 7 - 5 4 - 3 3 0 1 |
| (6)施設長氏名  | 菅原 佳代子                  |
| (7)事業者番号  | 0 5 7 1 2 1 9 4 0 1     |

#### 3. 事業の目的及び運営の方針

- (1)事業目的  
要介護状態の利用者（以下「利用者」という）に対し、適切な短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスを提供することを目的とします。
- (2)運営方針  
施設の職員は、介護保険法令に従い、居宅において利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。また、その家族の負担軽減が図れるように支援いたします。

#### 4. 施設の概要

- (1)開設 昭和 59 年 4 月 1 日
- (2)定員 10 名
- (3)建物 施設 鉄筋コンクリート一部 2 階建 延べ床面積 2,549 m<sup>2</sup>
- (4)主な居室棟設備

番号	設備	室数	面積 (m <sup>2</sup> )	備考
1	居室 (多床室 4 人)	1	44.10	
2	居室 (多床室 2 人)	1	22.05	
3	居室 (個室)	4	57.96	一部屋 14.49 m <sup>2</sup>
4	食堂ホール	1	250.456	} 特養と共有
5	機能回復訓練室 ホール	1	166.345	
6	医務室 静養室	1	41.25	
7	介護職員室	1	62.34	
8	浴室 脱衣室	4	108.37	
9	トイレ	9	136.11	
10	洗濯室	2	42.45	
11	仮眠室 静養室	2	30.0	
12	面会室 更衣室	3	66.0	

#### 5. 職員体制 (主たる職員)

- (1)施設長 1 名 (常勤兼務)
- (2)生活相談員 1 名以上 (常勤兼務)
- (3)介護支援専門員 1 名 (常勤兼務)
- (4)介護職員 20 名以上 (常勤兼務 20 名)
- (5)看護職員 4 名以上 (常勤兼務 4 名うち 2 名機能訓練指導員と兼務)
- (6)管理栄養士 1 名 (常勤兼務)
- (7)機能訓練指導員 2 名 (常勤兼務、看護職員と兼務)
- (8)事務員 1 名 (常勤兼務)

#### 6. 職員の勤務体制

- (1)施設長・管理栄養士・事務員：正規の勤務時間帯 (8:30~17:15) 常勤で勤務
- (2)生活相談員・介護支援専門員・看護職員・介護チーフ  
正規の勤務時間帯 (8:30~17:15)  
夜間については交替で自宅待機を行い、緊急時に備えるオンコール体制を取っております。
- (3)介護職員：早番 07:00~15:45  
日勤 09:30~18:15  
遅番 10:00~18:45  
夜勤 16:00~09:00

## 7. 短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)サービスの内容

### (1) 介護保険給付サービス

利用期間が4日以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)計画を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。当該計画を作成した際は利用者に交付します。

### (2) サービスの概要

#### ① 介護全般

利用者の状態に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行います。

#### ② 食 事

- ・食事は栄養士が利用者の病態・摂取状況等に合わせて献立を作成し、提供します。

#### 食事時間

朝食 7:00～

昼食 12:00～

夕食 17:45～

#### ③ 入浴清拭

週2回以上の入浴または清拭を行います。

#### ④ 排泄介護

心身の状況に応じ、適切な方法で排泄自立を目指します。困難な場合はオムツ等を使用した適切な援助を併用します。

#### ⑤ 相談援助

利用者や家族に対して生活・介護に関する相談、助言を提供します。

#### ⑥ 生活サービス

シーツ交換・居室清掃・施設内で可能な洗濯を行います。

#### ⑦ 送迎サービス

希望により利用者の自宅と事業所間の送迎を行います。

通常送迎の実施地域は、仙北市と大仙市の一部(中仙地域)とします。

### ※介護保険給付以外のサービス

#### ① 理 容

施設内での利用の機会を設けておりますので、ご希望の方はお申し出ください。ただし、実費負担となります。

## 8. サービスにあたっての留意事項

- (1) 利用者またはそのご家族は、体調の変化があった際には事業所の職員にご一報ください。
- (2) 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際は必ず職員に声をかけてください。
- (3) 事業所内での金銭及び食物等のやりとりはご遠慮ください。
- (4) 職員に対する贈り物や飲食のもてなしはお受けできません。

## 9. 利用期間中の中止について

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- (1) 利用者が中途退所を希望した場合
- (2) 入所時の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- (3) 利用中に体調が悪くなった場合
- (4) 他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

## 10. 料 金

別紙1 参照

## 11. 個人情報取扱と身体拘束について

### (1) 個人情報の使用に係る説明

かくのただて桜苑短期生活介護事業所は、利用者および身元引受人、もしくは家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用または提供を行います。

#### ①利用期間

介護サービス提供に必要な期間および契約期間に準じます。

#### ②利用目的

(ア) 利用者に係る介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービス提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため。

(イ) 利用者の状態報告及び緊急連絡先など、主に医療機関を利用する際必要な情報提供。

(ウ) 行政が行う実地指導及び監査時に求められた場合。

(エ) その他サービス提供で必要な場合。

(オ) 上記各項目に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合。

#### ③使用条件

個人情報の提供は必要最低限とし、上記各項目以外決して使用しません。また、利用者と契約締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らしません。

### (2) 緊急やむを得ない身体拘束に関する説明

特別養護老人ホームかくのただて桜苑において、下記の項目すべてに該当していると判断した場合緊急やむを得ず必要最低限の身体拘束を行う場合があります。

#### ①緊急やむを得ず身体拘束を行うとした項目

(ア) 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。

(イ) 身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する看護・介護方法がない場合。

(ウ) 身体拘束その他の行動制限が一時的である場合。

#### ②身体拘束の方法および期間

身体拘束を早期解除することを目標に検討会議を随時開催することを約束いたします。

③ご家族様への報告について

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、直ちに家族（身元引受人）に身体拘束が必要である状態に陥った経緯と現状の報告を行います。

(ア)身体拘束が必要な理由

(イ)身体拘束の方法（場所、部位および使用物品等）

1. 身体拘束を行う時間帯及び時間等

2. やむを得ず身体拘束を実施した時点での利用者の精神状態及び身体状況等

(ウ)身体拘束開始時間及び身体拘束解除予定日時

④その他

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書を提示し、同意を得たうえで実施します。

## 1 2. 相談及び苦情受付体制

当事業所への受け付けは、口頭及びお電話でも受け付けております。利用者及びその家族等のご要望にも応えられるように迅速に対応いたします。

・相談及び苦情受付窓口

生活相談員 高橋 雄太 電話番号 0187-54-3055

生活相談員 熊谷 智大

(1)行政その他の相談及び苦情受付機関

受付窓口	所在地			
大曲仙北広域 市町村圏組合 介護保険事務所	大仙市高梨字田茂木 10 番地			
	電話番号	0187-86-3910	F A X	0187-86-3914
	受付時間	平日 8 : 30	～	17:00
秋田県国民健康保険 団体連合会	秋田市山王 4 丁目 2 - 3 市町村会館 4 階			
	電話番号	018-883-1550	F A X	018-883-1551
	受付時間	平日 9 : 00	～	17:00
秋田県福祉サービス 相談センター (運営適正化委員会)	秋田市旭北栄町 1-5 秋田県社会福祉会館内			
	電話番号	018-864-2726		
	受付時間	平日 9 : 00	～	17:00

(2)苦情解決第三者委員

氏 名	住 所	連絡先
赤川 和子	仙北市角館町小勝田下川原 35-89	0187-55-2508
高藤 孝子	仙北市田沢湖生保内字武蔵野 125-6	0187-43-0134
新山 敦晃	仙北市西木町西明寺字宮田 18	0187-47-2746

第三者委員は苦情を受け付ける他に、苦情解決を円滑にはかるための、双方への助言や話し合いの立会なども致します。

※福祉サービス第三者評価：未実施

### 1 3. 非常時の対策

- (1) 非常時の対応：別途定める消防計画に沿って対応をいたします。
- (2) 近隣との協力関係：寿楽荘通り地区自治会と災害時防災協定を締結し、非常時の相互の協力応援の体制を整えております。
- (3) 平常時の訓練等防災設備：別途定める消防計画に沿って昼間想定と夜間想定避難訓練を年各1回、利用者も参加して実施しております。

設備名称	有・無	設備名称	有・無
スプリンクラー	有	防火扉・シャッター	有
屋内消火栓	有	非常通報装置	有
自動火災報知機	有	漏電火災報知器	有
誘導灯	有	非常用電源	有
ガス漏報知器	有	カーテン他防災性能品を使用	

- (4) 消防計画等：消防署への届け出日 令和5年4月18日  
防火管理者 石塚 崇

### 1 4. 秘密保持

事業所の職員は、業務上知り得た利用者及び家族又は身元引受人等の情報並びに秘密を正当な理由がなく漏らしません。また秘密保持のために必要な措置を講じます。

### 1 5. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

緊急連絡先	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
主治医	病院または診療所名	
	医 師 名	
	住 所	
	電話番号	

### 1 6. 事故発生時の対応

- (1) 事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、地域振興局、保険者、居宅介護支援事業所、当該利用者の家族等に連絡を行う等の措置を講じるとともに、法人や管理者への報告を行います。また、事故の状況及び事故に際して取った処置を記録します。
- (2) 事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した

場合は、損害賠償を速やかに行います。

(3) 事業所は、事故が生じた際にはその原因を究明し、再発防止のための対策を講じます。

#### 17. ハラスメント対策の強化について

事業所は、職場におけるハラスメント対策を強化する観点から、利用者やその家族からのカスタマーハラスメント対策も行います。

#### 18. 高齢者虐待防止について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、指針に基づいて虐待の発生又はその再発を防止するための取り組み(委員会の開催、研修の実施、担当者を定める)を行っております。

#### 19. 感染症・自然災害への対応力強化について

- (1) 事業所は、感染症の発生及びまん延等に関する観点から指針に基づいて、委員会の開催、研修の実施、訓練(シミュレーション)を行っております。
- (2) 新型コロナウイルス感染症や自然災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画(BCP)の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)を行います。

#### 20. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

- 来訪・面会 来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度面会簿に記入してください。
- 外泊・外出 外出・外泊の際には必ず職員に申し出てください。(別途外出外泊申請書による)
- 居室・設備・器具の使用  
施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。  
これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
- その他 利用者は施設内で次の事項に該当する行為をすることは許されません。
- ① 宗教活動、政治活動、営利活動。
  - ② 喧嘩、口論、飲酒等で他人に迷惑をかけること。
  - ③ 事業所の秩序及び風紀を乱し、安全衛生を害すること。
  - ④ 火気を用いる、または喫煙すること。
  - ⑤ 故意に事業所の設備に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

#### 21. 入所・退所等

入所の詳細は契約書、運営規程等に基づき開始されます。また契約書、運営規程上の契約の解除項目に該当する場合は退所することになります。主な例は、以下のとおりです。

- ① 利用料を2カ月以上滞納した時
- ② 伝染性疾患の罹患
- ③ 介護認定更新による入所該当外の認定結果

私は、短期入所生活介護サービス提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を  
させていただきます。

説明日 令和 年 月 日

説明者職氏名

かくのだて桜苑短期生活介護事業所  
職 名

印

私は、本書面に基づいて事業者からの重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービ  
スの提供開始に同意しました。

同意日 令和 年 月 日

契約者  
住 所  
氏 名

印

利用者  
住 所  
氏 名

印

別紙 1

1. 保険給付

所得に応じて、自己負担額が1割から3割負担となります。

(1) 併設型短期入所生活介護(Ⅰ)従来型個室

要介護度	単位数	利用料金 (単位:円)	1日当たりの自己負担額(単位:円)		
			1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要支援1	451単位/1日	4,510	451	902	1,353
要支援2	561単位/1日	5,610	561	1,122	1,683
介護度1	603単位/1日	6,030	603	1,206	1,809
介護度2	672単位/1日	6,720	672	1,344	2,016
介護度3	745単位/1日	7,450	745	1,490	2,235
介護度4	815単位/1日	8,150	815	1,630	2,445
介護度5	884単位/1日	8,840	884	1,768	2,652

(2) 併設型短期入所生活介護(Ⅱ)多床室

要介護度	単位数	利用料金 (単位:円)	1日当たりの自己負担額(単位:円)		
			1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要支援1	451単位/1日	4,510	451	902	1,353
要支援2	561単位/1日	5,610	561	1,122	1,683
介護度1	603単位/1日	6,030	603	1,206	1,809
介護度2	672単位/1日	6,720	672	1,344	2,016
介護度3	745単位/1日	7,450	745	1,490	2,235
介護度4	815単位/1日	8,150	815	1,630	2,445
介護度5	884単位/1日	8,840	884	1,768	2,652

(2) 加算

加算名	単位数	利用料金 (単位:円)	自己負担額			備考
			1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位/1日	220	22	44	66	
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13単位/1日	130	13	26	39	
送迎サービス	184単位/1回	1,840	184	368	552	
療養食加算	8単位/1回	80	8	16	24	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1カ月の介護保険利用料(食費・居住費除く)の8.3%					
特定処遇改善加算Ⅰ	1カ月の介護保険利用料(食費・居住費除く)の2.7%					
介護職員等ベースアップ等支援加算	1カ月の介護保険利用料(食費・居住費除く)の1.6%					

## 2. 実費負担(居住費・食費)

世帯全員が市町村民税非課税の方や生活保護を受けておられる方の場合は、市町村へ申請することにより「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費・食費の負担が軽減される場合があります。

(日 額)

対象者		区分 (利用者 負担)	居住費 (単位:円)		食費 (単位:円)
			多床室	個室	
生活保護受給の方		段階 1	0	320	300
世帯全 員が	市町村民税非課税の 老年福祉年金受給の方				
	市町村民税非課税かつ本人年 金収入等 80 万円以下の方	段階 2	370	420	600
	非課税かつ本人年金収入等が 80 万円超 120 万円以下の方	段階 3 ①	370	820	1,000
	非課税かつ本人年金収入等が 120 万円超の方	段階 3 ②	370	820	1,300
世帯に課税の方がいるか、本人が市町村民税課税		段階 4	855	1,171	1,445

※利用料は、当月請求分を2カ月後の末日までに利用者名義の口座からお支払いいただきます。

## 3. その他(実費)

- ①レクリエーション・クラブ活動費実費
- ②日常生活上必要となる諸費用実費
- ③インフルエンザ等予防接種料